

新嵐山スカイパークの今後について

1 令和5年度の運営（維持管理方法と所要経費）について

(1)維持管理方法及び所要経費については、施設の維持管理に最低限必要な経費（電気料、水道料、電話料）を令和5年12月1日に補正予算の議決をいただいたところであり、今後も必要な経費が発生する場合は、補正予算等で対応する。

◎新嵐山スカイパーク運営支援事業

電気料 2,747 千円(4か月分の基本料金)

水道料 913 千円(5か月分の基本料金、1回分の検針分(使用料))

電話料 145 千円(5か月分の基本料金)

合計 3,805 千円

(2)スキー場等の運営については、引き続き検討を続けるが、今年度中の運営は困難な状況。

2 令和6年度の運営（維持管理方法と所要経費）について

(1)維持管理方法及び所要経費については、令和5年度と同様に施設の維持管理に最低限必要な経費を計上するとともに、「3 経営方針変更の手順とスケジュール」に記載の取組に必要な経費を計上する。

(2)スキー場等の運営については、「3 経営方針変更の手順とスケジュール」に記載の取組を踏まえ、再開に向けたさまざまな手法を検討する。

3 経営方針変更の手順とスケジュールについて

(1)町議会新嵐山スカイパーク経営改革調査特別委員会からの提言書を尊重し、新たな新嵐山スカイパークを創出する

- ①「新嵐山スカイパーク自分ごと化会議」からの提言を踏まえ、「町民から愛される新嵐山」を目指す。
- ②企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど「稼ぐ行政」を実践することにより、自主財源の確保に努める。
- ③新嵐山スカイパークは今後も町の財産として持ち続ける。

(2)新たな新嵐山スカイパーク創出のために、民間活力を最大限活用する

- ①指定管理、PFI、PPP など、様々な手法を模索する。
- ②民間企業は1社に限定するものではないが、公民連携によるまちづくりの視点を持って取り組む。
- ③施設改修等を行う場合も、町負担額の圧縮を図る。

(3)民間活力の一つとして、民間事業者との協議を具体化していく

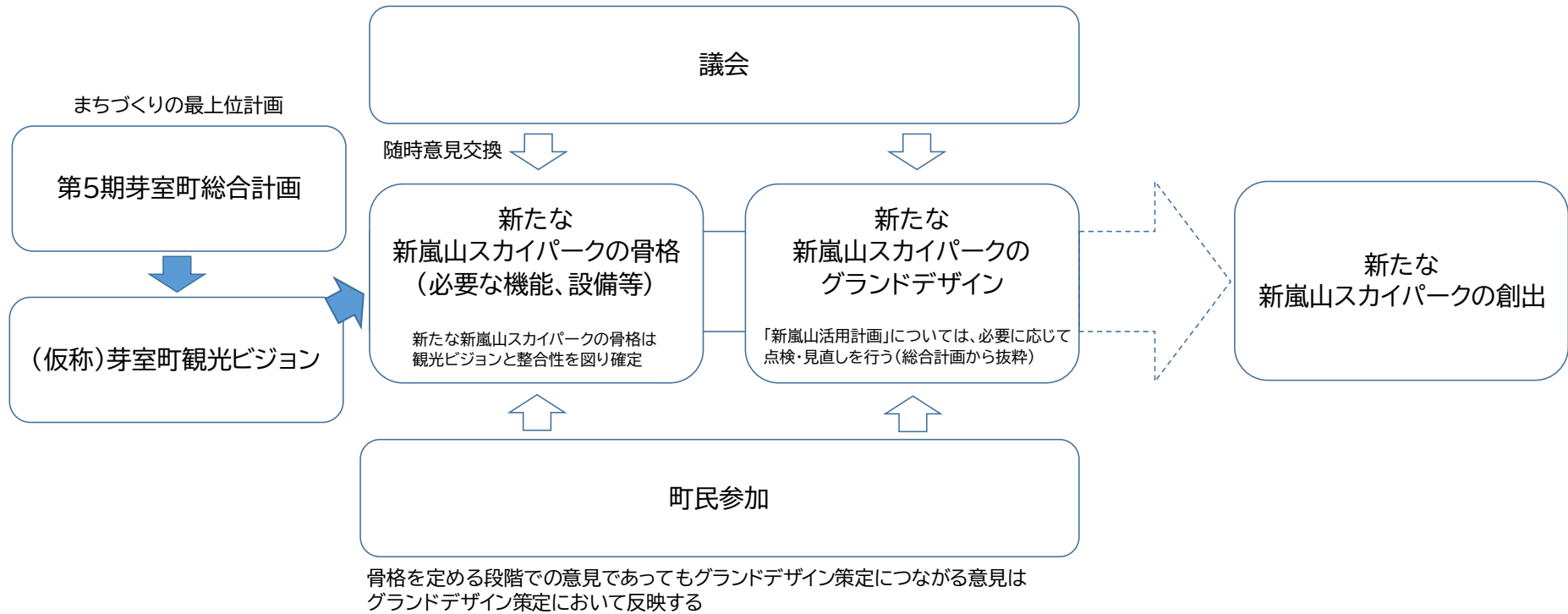
①新嵐山スカイパーク全体のランドデザイン策定

- ・新嵐山スカイパーク全体のプロデュース等を前提に民間事業者と協議を進めており、新たな新嵐山スカイパークの枠組みや、複合的な魅力作りとして、町民の意見を基に設置者及び委託者である町の考え方と民間事業者の知見を融合した新たなビジネスモデル(ロールモデル)をランドデザイン(総合的な全体構想)として、町の責任のもと、令和6年度中に策定する。
- ・今年度策定予定の「(仮称)芽室町観光ビジョン」との整合性を図る。

(4)ランドデザインの策定までの進め方

- ①令和6年2月末までに新たな新嵐山スカイパークのあり方の骨格(必要な機能、必要な設備等)を確定させる。
- ②骨格となる機能や設備等をどのように整備するのか、どのように新たな新嵐山スカイパークに位置付けるのかをランドデザインで定めていく。
- ③新たな新嵐山スカイパークのあり方やランドデザインの検討など、各段階において様々な手法で町民参加を募る。

《イメージ》



(5)今後のスケジュール

- ～令和6年2月 新たな新嵐山スカイパークのあり方の骨格確定
- 令和6年度中 グランドデザイン策定
- 令和7年度以降 基本構想・実施設計、改修等着工・完成、新たな新嵐山スカイパークオープン